

## 大口定期預金 [自由金利型定期預金]

### の期限前解約利率のお取扱い

(2016年1月4日現在)

○当行がやむをえないものと認めて当該預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という)はお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、お預け入れ日数に応じた利率算定方法で計算した期限前解約利率(小数第4位以下切り捨て)によって計算します。

ただし、中間利払いが行われている場合は、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

#### (1) お預け入れ日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

下記の利率算定式A及びBにより計算した利率または解約日の普通預金利率のうち最も低い利率を適用します。

#### (2) お預け入れ日の1か月後の応当日以後に解約する場合

下記の利率算定式AおよびBにより計算した利率のうちいずれか低い利率を適用します。

算定式A	約定利率×70%
算定式B	約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{お預け入れ日数})}{\text{お預け入れ日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たにお預け入れするとした場合に適用する利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(注) 算定式Bにより計算した利率は0%を下限とします。

### <ご注意>

- 満期日前に解約する場合、期限前解約利率が0%となる場合があります。
- 中間利払いが行われている明細を期限前解約する場合、中間払利息の合計額が期限前解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。
- こうした場合には、期限前解約利率により計算したお利息額以上に支払われている金額について、期限前解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます(期限前解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合がございます)ので、あらかじめご了承ください。